

## 平成17年度第8回（第22回）役員会議事要旨

日 時 平成17年10月19日（水）11時から11時50分  
場 所 事務局3階応接室  
出席者 小島学長、西澤理事・副学長、丸山理事・副学長、川崎理事・副学長、  
佐藤事務局長  
陪席者 赤羽附属図書館長、丸山監事

### 第21回議事要旨について

学長から、第21回議事要旨案について説明があり、案のとおり承認した。

### 議 題

#### 1 平成18年度学内予算編成基本方針（案）について

事務局から、本件は10月27日（木）開催の経営協議会で審議後、11月16日（水）開催の役員会の議を経て、正式に承認される旨の説明があり、資料1に基づき、前回（9月28日（水））開催の本会議での審議後からの変更箇所を中心に説明があった。審議の結果、以下のとおり修正する旨を確認の上、これを承認した。

- 技術開発センタープロジェクトの受入額、受入見込額、受入目標額については、大学受入額分（間接経費5%及び大学への寄附金分）を差し引いた額を計上しているが、全体の獲得分とそのうちの大学受入額分がわかるように計上の上、記載する。

#### 2 給与改定方針について

事務局から、資料2に基づき、職員給与規則等の改定手続スケジュール、人事院勧告とその対応に関する県内大学を含めた関東甲信越地区の大学の動向について説明があった。その後、意見交換等が行われ、審議の結果、スケジュールどおり、給与規則等の第一次改正を平成17年12月1日施行とし、将来に向かってのみ改定を行い、第二次改正を平成18年4月1日施行とする旨を確認の上、これを承認した。

また、10月27日（木）開催の経営協議会では、給与改定関係スケジュールの他、改正給与法案の要綱を資料として示した上で、審議を願うこととした。

なお、主な意見等は次のとおり。

- 第一次改正を行わず、第二次改正のみを行う選択肢もある。しかし、その場合、人事院勧告、改正給与法に従うことについての教職員への説明が難しい。

- 退職手当の支給において、仮に、第一次改正を行わなかった場合、従前の給与月額に基づいた退職手当の算出となり、平成18年3月までに退職する職員の退職手当は、減額改正を行った場合の給与月額との差額相当分の退職手当が上乘せとなって支給されることになるが、上乘せとなる退職手当相当分を別途手当しなければならない問題が生じる。
- 昨年の寒冷地手当の減額改正においては、閣議決定の取扱いにより、改正寒冷地手当法を準拠して、職員給与規則、寒冷地手当規程の関係規則等を改正し、減額支給の手続を行っている。
- 過半数代表者との意見交換は、実質的には、第一次改正に係る部分と第二次改正に係る部分を併せて行うことになる。

### 3 その他

#### (1) 平成17年度補正予算について

事務局から、本件は、当初、10月27日（木）開催の経営協議会で審議の上、決定する方針であったが、職員給与規則改正の平成17年度実施分に係る人件費分が未確定であること等を考慮し、平成18年1月開催予定の経営協議会で審議したい旨の提案があり、これを承認した。

### 報 告

#### 1 経営協議会及び学長選考会議の開催について

事務局から、資料3に基づき報告があり、経営協議会の報告事項の1番目に「学長の任期に関する規則について」を追加することとした。

#### 2 長岡技術科学大学・地元（深才地区）懇和会について

事務局から、資料4に基づき報告があった。

以 上